



島根県報

令和元年7月9日(火)

号外第27号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

道路の区域の変更

(道路維持課) 2

道路の供用開始

(") 3

告 示

島根県告示第136号

道路の区域を次のように変更したので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	道路の区域			管轄する地方機関の名称	備考
		区間	変更前後の別	敷地の幅員 延 長		
一般国道	187号	鹿足郡吉賀町柿木村大野原780番1地先から同777番11地先まで	前	メートル 9.81～ 33.94	メートル 170.90	益田県土整備事務所津和野土木事業所 交通安全工事 拡幅
			後	13.58～ 48.70	170.90	
県道	御津東生馬線	松江市鹿島町御津字西ノ谷2328番1地先から同881番1地先まで	前	10.60～ 12.30	13.00	松江県土整備事務所 災害防除工事 拡幅
			後	12.70～ 15.10	13.00	
〃	大野魚瀬恵曇線	松江市魚瀬町字下倉374番1地先から同番4地先まで	前	6.90～ 7.00	7.80	災害防除工事 拡幅
			後	7.50～ 11.40	7.80	

島根県告示第137号

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により告示する。

その関係図面は、告示の日から15日間島根県土木部道路維持課及び当該道路を管轄する地方機関において一般の縦覧に供する。

令和元年7月9日

島根県知事 丸 山 達 也

道路の種類	路線名	供用開始の区間	延長	供用開始年月日	管轄する地方機関の名称	備考
県道	御津東生馬線	松江市鹿島町御津字西ノ谷2328番1地先から同881番1地先まで	メートル 13.00	令和元年 7月9日	松江県土整備 事務所	
〃	大野魚瀬恵曇線	松江市魚瀬町字下倉374番1地先から同番4地先まで	7.80	令和元年 7月9日		
〃	佐野波子停車場線	浜田市宇野町2116番3地先から同町600番3地先まで	99.60	令和元年 7月9日	浜田県土整備 事務所	
〃	浜田美都線	浜田市弥栄町木都賀イ2342番20地先から同番17地先まで	82.49	令和元年 7月9日		
〃	益田阿武線	益田市上黒谷町464番2地先から同町452番3地先まで	460.00	令和元年 7月9日	益田県土整備 事務所	